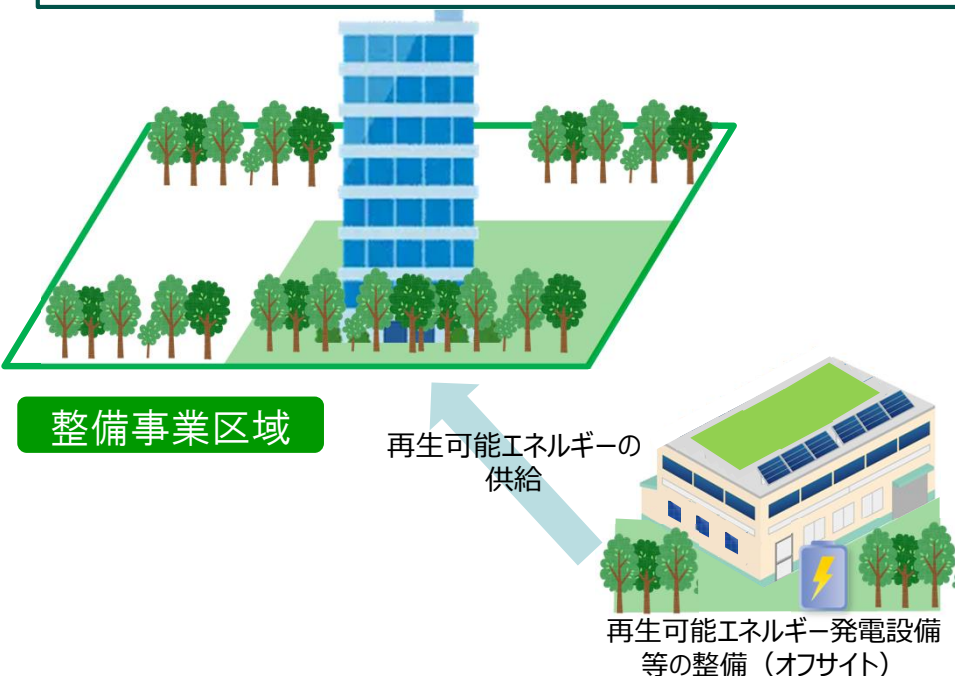


民間都市再生整備事業計画（脱炭素事業計画認定制度）

都市再生整備計画の区域内において、当該計画に記載された事業と一体的に施行しようとする都市開発事業であって、一定の要件を満たした**都市の脱炭素化に資する事業（脱炭素都市再生整備事業）**に係る計画に対して、**国土交通大臣が認定**



認定基準

【都市再生特別措置法 第64条第1項第1号～第4号関係】

- 民間都市再生整備事業計画の大臣認定基準を満たしていること

【都市再生特別措置法 第64条第1項第5号関係】

- 緑地・緑化施設及び緑地等管理効率化設備の整備・管理関係
 - ・ 整備事業区域面積の10%以上の緑地及び緑化施設（緑地等）を有すること
 - ・ 事業施行の前後で緑地等面積が減少していないこと
 - ・ 緑地等管理効率化設備を適切に整備・管理すること
- 再生可能エネルギー発電設備等の整備・管理関係
 - ・ 基準一次エネルギー消費量比50%以上の省エネを達成すること（ZEB Ready等の民間認証にて判定）
 - ・ 基準一次エネルギー消費量比5%以上の再生可能エネルギー発電設備等による創エネを達成すること
 - ・ 事業全体でZEB水準を達成すること（証書による電力も含む）
 - ・ 主として当該認定事業にエネルギーを供給するための設備であること
- 事業施行に伴う温室効果ガス排出量削減措置関係
 - ・ 事業施行に伴う温室効果ガス排出量削減のための措置が適切に講じられていること

金融支援

○従来の支援対象である公共施設等整備費に加え、下記設備の整備費に対して民都機構が支援可能※1

設備の種類	具体的な対象設備例
緑地等管理効率化設備	・自動かん水システム ・自動給肥システム
再生可能エネルギー源等からエネルギーを創出するための設備	・再生可能エネルギー発電設備（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）※2 ・非化石エネルギー源を電気に変換する設備（水素、アンモニア等） ・再生可能エネルギー源又は非化石エネルギー源を熱として利用する設備
エネルギーの効率的利用を図るための設備	・エネルギーマネジメントシステム ・コージェネレーションシステム ・蓄熱槽

※1：オフサイトにおいて整備される設備は金融支援の限度額算定の対象外となる。 ※2：FIT/FIP認定を受けていないものに限る。